

兵庫県条例第 号

高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境の整備に関する条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 基本的な施策（第8条—第17条）

附則

日々の生活を離れ、その土地ならではの風景、食、出会い、体験活動等を楽しむことができる旅行は、私たちの暮らしを豊かにする魅力を有している。

兵庫県では、国内外から兵庫県に訪れる旅行者の増加が見込まれる中、地域の環境、文化及び経済に配慮した持続可能な観光地域を目指し、多様な旅行者を受け入れるための基盤の整備や旅行者の観光地への来訪の促進に必要な情報の提供などに取り組んできた。また、国際社会において多様性と包摂性のある持続可能な社会の実現が世界共通の目標とされる中、全ての人がいきいきと生活できる福祉のまちづくりを推進するとともに、ユニバーサル社会づくりの推進に関する条例を制定し、ユニバーサル社会の実現に向けた取組を進めてきた。

少子高齢化が急速に進展しており、さらには、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律により、日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるものの除去の実施について必要かつ合理的な配慮が求められている。全ての人を包摂する視点が旅行においても求められ、旅行するに当たりこれらの障壁となるものが多く、移動又は宿泊に困難を伴う高齢者、障害者等も、安全で快適な旅行を楽しむとともに、希望する目的地、交通手段、施設、体験活動等を自由に選択することができる環境を整備することが喫緊の課題となっている。

このような認識に基づき、高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境を整備することにより、持続可能な観光地域づくりの推進及びユニバーサル社会の実現に寄与するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（定義）

第1条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 高齢者、障害者等 高齢者、障害者、乳幼児を同伴する者その他の移動又は宿泊に困難を伴う者をいう。
- (2) 観光関連事業者 次に掲げる者をいう。
 - ア 旅行業法（昭和27年法律第239号）第2条第1項に規定する旅行業、同条第2項に規定する旅行業者代理業その他の旅行に関する事業を営む者
 - イ 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業、住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第2条第3項に規定する住宅宿泊事業その他の宿泊に関する事業を営む者
 - ウ 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業、道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業、海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業その他の旅客の運送に関する事業を営む者
 - エ アからウまでに掲げるもののほか、観光に関する事業を営む者
- (3) 支援団体等 高齢者、障害者等の円滑な旅行の支援を行う特定非営利活動法人、ボランティア団体その他の者をいう。

(4) 受入体制 観光関連事業者が高齢者、障害者等の来訪及び滞在を受け入れるための体制をいう。

(基本理念)

第2条 高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境の整備は、高齢者、障害者等が希望する目的地、交通手段、施設、体験活動等を自由に選択することができるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境の整備は、高齢者、障害者等が、単独で又は家族その他の者と共に、安全で快適な旅行を楽しむことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

3 高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境の整備は、県、市町、観光関連事業者及び支援団体等の連携並びに県民の協力の下、行われなければならない。

4 高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境の整備は、次に掲げる事項に関する取組を通じて、行われなければならない。

(1) 高齢者、障害者等に対する接遇の向上等による受入体制の充実

(2) 高齢者、障害者等、観光関連事業者その他の関係者が必要な情報、知識又は技能を得られる機会の確保

(3) 高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境の整備に関する気運の醸成

(県の責務)

第3条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境の整備に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 県は、前項の施策の実施に当たっては、市町、観光関連事業者及び支援団体等と連携し、当該施策を効果的に実施するものとする。

(市町の役割)

第4条 市町は、基本理念にのっとり、その地域の特性を生かした高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境の整備に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

2 市町は、県が実施する高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境の整備に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(観光関連事業者の役割)

第5条 観光関連事業者は、高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境の整備の重要性についての理解を深めるとともに、自らの事業活動において、受入体制の充実に努めるものとする。

2 観光関連事業者は、県及び市町が実施する高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境の整備に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(支援団体等の役割)

第6条 支援団体等は、高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境の整備の重要性についての理解を深めるとともに、高齢者、障害者等又は観光関連事業者が必要とする支援の内容に応じ、適切な支援を行うよう努めるものとする。

2 支援団体等は、県及び市町が実施する高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境の整備に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民の役割)

第7条 県民は、高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境の整備の重要性についての理解を深めるよう努めるものとする。

2 県民は、県及び市町が実施する高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境の整備に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第2章 基本的な施策

(計画の策定)

第8条 知事は、高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境の整備に関する施策を推進するため、高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境の整備に関する計画（以下「計画」という。）を定めるものとする。

2 計画に定める事項は、次のとおりとする。

(1) 高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境の整備に関する取組方針

(2) 高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境の整備に関する施策に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境の整備に関して必要な事項

3 計画は、ユニバーサル社会づくりの推進に関する条例（平成30年兵庫県条例第27号）第12条第1項に規定する総合指針その他の条例の規定による方針であって、高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境の整備に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

4 知事は、計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

(観光関連事業者及び支援団体等相互の連携)

第9条 県は、観光関連事業者及び支援団体等の連絡体制の整備、受入体制の充実に関する観光関連事業者及び支援団体等との協議の場の設置その他の観光関連事業者及び支援団体等相互の連携の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(観光関連事業者に対する支援)

第10条 県は、観光関連事業者に対し、高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境の整備に関し専門的知識を有する者の助言を受ける機会の提供その他の受入体制の充実のために必要な支援を行うものとする。

(観光関連事業者の登録)

第11条 知事は、高齢者、障害者等の心身の状態に応じて必要な配慮を行い、受入体制の充実に取り組む観光関連事業者であって、高齢者、障害者等に対するサービスの内容、情報の発信方法その他の受入体制に関する基準として知事が定めるものに適合するものを、高齢者、障害者等の受入れに積極的な観光関連事業者として登録することができる。

2 前項の登録（以下「登録」という。）を受けようとする者は、知事が定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

3 知事は、第1項の基準を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

4 登録を受けた者（以下「登録観光関連事業者」という。）は、知事が定めるところにより、登録観光関連事業者である旨の表示をすることができる。

5 前各項に定めるもののほか、登録に関して必要な事項は、知事が別に定める。

6 県は、登録観光関連事業者に対して、情報提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(人材の育成)

第12条 県は、観光関連事業者及び支援団体等を対象とする高齢者、障害者等に対する接遇の向上による受入体制の充実を図る研修の実施その他の高齢者、障害者等の円滑な旅行に資するサービスを提供する人材の育成に必要な施策を講ずるものとする。

(相談員)

第13条 県は、高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境の整備を推進するための相談員（以下「相談員」という。）を養成するものとする。

2 県は、相談員を養成するに当たり、高齢者、障害者等の円滑な旅行に関する相談、助言その他の支援を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、並びに向上させるために必要な研修を行うものとする。

3 相談員は、高齢者、障害者等、観光関連事業者又は支援団体等からの求めに応じて、高齢者、障害者等の円滑な旅行に関する相談、助言その他の支援を行うものとする。

(普及啓発)

第14条 県は、観光関連事業者、支援団体等及び県民が高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境の整備の重要性について理解を深めることができるよう、普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(情報提供)

第15条 県は、高齢者、障害者等、観光関連事業者、支援団体等及び県民が高齢者、障害者等の円滑な旅行のために有用な情報を容易に入手することができるよう、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第16条 県は、高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境を整備するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(推進体制の整備)

第17条 県は、高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境の整備に関する施策を総合的かつ効果的に実施するため、必要な推進体制を整備するものとする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。